

議事日程(第2号)

令和4年2月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第15号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第9 議案第16号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第17 議案第24号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(横浦地区)
- 日程第18 議案第25号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(雞知地区)
- 日程第19 議案第26号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)

- 日程第20 議案第27号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)
- 日程第21 議案第28号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)
- 日程第22 議案第29号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)
- 日程第23 議案第30号 市道の認定について (棧原3号線)
- 日程第24 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 令和4年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 令和4年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 令和4年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第15号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第9 議案第16号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第22号 対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第17 議案第24号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(横浦地区)
- 日程第18 議案第25号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(雞知地区)
- 日程第19 議案第26号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)
- 日程第20 議案第27号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)
- 日程第21 議案第28号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)
- 日程第22 議案第29号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(豊地区)
- 日程第23 議案第30号 市道の認定について (棧原3号線)
- 日程第24 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

出席議員 (19名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 糸瀬 雅之君  | 2番 陶山莊太郎君  |
| 3番 神宮 保夫君  | 4番 島居 真吾君  |
| 5番 坂本 充弘君  | 6番 伊原 徹君   |
| 7番 入江 有紀君  | 8番 船越 洋一君  |
| 9番 脇本 啓喜君  | 10番 春田 新一君 |
| 11番 小島 徳重君 | 12番 小田 昭人君 |
| 13番 波田 政和君 | 14番 小宮 教義君 |
| 15番 上野洋次郎君 | 16番 大浦 孝司君 |

17番 作元 義文君

18番 黒田 昭雄君

19番 初村 久藏君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	柚谷 智之君	係長	犬東 興樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	二宮 照幸君
福祉保険部長	乙成 一也君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	佐々木雅仁君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	藤原 亘宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君

会計管理者 ..... 阿比留 裕君  
監査委員事務局長 ..... 内山 歩君  
農業委員会事務局長 ..... 主藤 公康君

---

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

日程に入ります前に、選挙管理委員会事務局書記長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。選挙管理委員会事務局書記長、桐谷和孝君。

○選挙管理委員会事務局書記長（桐谷 和孝君） おはようございます。

選挙管理委員会事務局から市民の皆様へお詫びを申し上げます。本日、庄司委員長が出席してお詫びすべきところでしたが、都合により出席できませんので、書記長の私のほうからお詫びさせていただきます。

令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における厳原第19投票所におきまして投票用紙の二重交付が発生いたしました。有権者に投票用紙を交付する際、2枚重なった状態で交付したものとされます。

今後このような事態が起これぬよう再発防止に努め、市民皆様の信頼回復に努めてまいります。申しわけございませんでした。

○議長（初村 久藏君） ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 議案第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま議題となりました議案第8号、令和4年度対馬市診療所特別会計予算につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

予算書は3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,985万6,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によると定めております。

それでは、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書により主な予算につきまして御説明いたします。

本年度の予算の状況は合計欄に記載のとおり、4億4,985万6,000円で、対前年度比

746万3,000円、1.6%の減でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1款診療収入、1項外来収入は、直営診療所の診療収入を対前年度比4.4%の減の2億1,843万6,000円としております。

2款使用料及び手数料、1項手数料は、診断書等手数料の収入見込み額を115万2,000円としております。

3款県支出金、1項県補助金、へき地医療対策費補助金は、実績等を基に2,000万円を計上しております。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、対前年度比14.5%、2,360万9,000円減の1億3,905万5,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いいたします。

6款諸収入、1項雑入は、予防接種特定健診等収入を対前年度比45.9%、2,225万8,000円増の7,071万3,000円を計上しております。このうち、1,956万円はコロナワクチン接種にかかる業務受託収入となります。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページから13ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費に3億4,289万2,000円を計上しております。主なものといたしましては、1節報酬に医師及び看護師等会計年度任用職員報酬として1億6,163万2,000円を、10節需用費は各診療所の光熱水費693万1,000円、修繕料413万6,000円など、1,337万5,000円を、11節役務費は通信運搬費178万2,000円、生化学検査手数料745万8,000円など1,318万5,000円を、12節委託料は診療所への医師等派遣委託料、施設の保守点検委託料など2,981万2,000円を、13節使用料及び賃借料に診療所維持システム、派遣医師送迎タクシー借り上げ料など、1,018万2,000円を、14ページから15ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など1,051万1,000円を計上しております。

2款医業費、1項医業費は、直営診療所の医業用器具リース代、医薬材料費など1億696万4,000円を計上しております。

なお、16ページから20ページにかけては、給与費明細書を掲げておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

日程第2. 議案第9号

日程第3. 議案第10号

日程第4. 議案第11号

○議長（初村 久藏君） 日程第2、議案第9号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算から日程第4、議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） ただいま一括議題となりました議案第9号から議案第11号につきまして、提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第9号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算書の3ページをお願いします。

令和4年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,410万6,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額を5億3,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職被保険者等分を合わせまして7億9,470万6,000円を計上しております。

4款県支出金、2項県補助金は、1目保険給付費等交付金として33億1,442万4,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いします。

6款繰入金は、1項他会計繰入金として1目一般会計繰入金で、1節保険基盤安定繰入金から

5節財政安定化支援事業繰入金を合わせまして、3億4,181万9,000円を計上しております。

2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金として1,869万2,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして、14ページから15ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で11節役務費の通信運搬費、システム手数料及び12節委託料のシステム改修業務、3目医療費適正化特別対策事業は月額会計年度任用職員の人件費等を合わせて2,806万2,000円を計上しております。

2項微税費は、月額会計年度任用職員の人件費。

16ページから17ページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金の納税組合交付金などで1,860万1,000円を計上しております。

2款保険給付費、1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費から、予算書18ページから19ページをお願いします。5目審査支払手数料まで合わせて、27億5,932万7,000円を計上しております。

2項高額療養費は、各目合わせ4億8,380万円を計上しております。

4項1目の出産育児一時金は、40名分、1,680万円を計上しております。

5項1目葬祭費は、1件当たり2万円で、80件を見込み160万円を計上しております。

20ページから21ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金は1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分及び3項介護納付金分、合わせまして10億9,362万6,000円を計上しております。

5款保険事業費、1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査受診率向上のための会計年度任用職員の人件費。

22ページから23ページをお願いします。

特定健康診査の委託料、また負担金、補助及び交付金で、人間ドックを受診されるとき助成として2万円を上限に100名分200万円など合わせ、6,159万2,000円を計上しております。

24ページから27ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第10号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書は3ページをお願いします。

令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第



1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,667万1,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせて、2億7,212万8,000円を計上しております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目事務費繰入金及び2目保険基盤安定繰入金を合わせて1億6,187万1,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして、12ページから13ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員人件費のほか、18節の広域連合事務費負担金などで2,815万円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として、4億787万2,000円を計上しております。

16ページから20ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

最後に、議案第11号、令和4年度対馬市介護保険特別会計予算につきまして、予算書の3ページをお願いします。

令和4年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,713万4,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項で計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用としております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いします。

1款保険料、1項介護保険料は、第1号被保険者にかかる特別徴収保険料及び普通徴収保険料等6億2,856万2,000円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費負担金6億3,748万4,000円を、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金として3億6,830万3,000円をそれぞれ

れ計上しております。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業交付金と合わせまして10億2,243万9,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いします。

5款県支出金、1項県負担金は、1目介護給付費負担金5億4,182万8,000円。2項県補助金は、4目介護予防事業及び5目包括的支援事業等にかかる地域支援事業交付金として3,809万5,000円を計上しております。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として職員給与等繰入金のほか4節の低所得者保険料軽減負担繰入金など合わせまして6億5,820万4,000円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として7,514万4,000円を計上しております。

12ページから13ページをお願いします。

9款諸収入、2項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として介護予防サービス計画費のほか、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費など2,700万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、14ページから15ページをお願いします。

1款総務費は、職員給与等の人件費、一般事務費など4,997万4,000円を計上しております。

3項1目介護認定審査会費は、委員報酬、16ページから17ページをお願いします。11節役務費の医師の意見書作成手数料など2,181万7,000円を計上しております。

2目認定調査等費は、会計年度任用職員の人件費、認定調査委託料など1,548万6,000円を計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費負担金など合わせまして、18ページから19ページをお願いします。32億5,489万1,000円を計上しております。

2項1目介護予防サービス給付費は、8,944万3,000円を計上しております。

3項その他諸費は、1目審査支払手数料として329万円、4項高額介護サービス等費は、8,136万2,000円、5項高額医療合算介護サービス費は、1,138万2,000円、6項特定入所者介護サービス等費は、1億8,829万1,000円をそれぞれ計上しております。

20ページから21ページをお願いします。

8款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業負担金など1億3,470万円を計上しております。

2項一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費やケーブルテレビを利用した健康体操の放送委託料、介護予防団体助成金など882万7,000円を計上しております。

22ページから23ページをお願いします。

3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの職員及び月額会計年度任用職員の人件費のほか、12節委託料の生活支援コーディネーター事業委託料。

18節対馬市社会福祉協議会出向職員の派遣職員給与等負担金。研修会負担金など合わせて1億2,246万2,000円を計上しております。

2目任意事業費は、24ページから25ページをお願いします。権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金など合わせて、518万6,000円を計上しております。

4項その他諸費は、1目審査支払手数料、2目介護予防サービス計画作成委託料合わせて920万8,000円を計上しております。

26ページから32ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第9号から議案第11号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### 日程第5. 議案第12号

○議長（初村 久藏君） 日程第5、議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安德君。

○中対馬振興部長（波田 安德君） ただいま議題となりました議案第12号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いします。

令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,214万6,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

8ページから11ページをお願いします。

1款事業収入、1項事業収入の186万1,000円は、旅客運賃及び貨物運賃でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金の 1,310 万 1,000 円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金の 327 万 5,000 円は、赤字航路事業に対する県補助金でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金の 2,380 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入は、基金利子 1,000 円でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金は、前年度繰越金 10 万円でございます。

7 款諸収入、1 項雑入は、高齢者医療助成事業の差額金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12 ページから 15 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費の 2,486 万円は、職員、船員等の人件費、旅費及び日本旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

2 款施設費、1 項施設費の 1,106 万 9,000 円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運航委託料、船舶保険料が主なものでございます。

3 款公債費、1 項公債費の 611 万 7,000 円は、長板浦待合所建設及び渡海船建造にかかる交通事業債の償還金元金及び利子でございます。

また、4 款 1 項に予備費の 10 万円を計上しております。

16 ページから 20 ページに給与費明細書、21 ページには地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### 日程第 6. 議案第 13 号

#### 日程第 7. 議案第 14 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 6、議案第 13 号、令和 4 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第 7、議案第 14 号、令和 4 年度対馬市水道事業会計予算の 2 件を一括議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算につきまして、続けて提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,375万9,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

予算概要の歳入について御説明申し上げます。

8ページから9ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料269万4,000円は、下水道使用料。

3款繰入金、1項他会計繰入金2,099万4,000円は、一般会計からの繰入金。

4款繰越金、1項繰越金1,000円は、前年度繰越金。

5款諸収入、1項雑入7万円は、下水道加入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお願いいたします。

1款下水道事業費、1項下水道管理費、1目一般管理費15万6,000円は、主に下水道使用料金の徴収業務委託料でございます。

2目施設管理費803万2,000円は、集落排水処理施設の維持管理にかかる費用でございます。

2款公債費、1項公債費1,557万1,000円は、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。

12ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条で令和4年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第2条で業務の予定量は、給水戸数を1万5,185戸、年間総配水量を400万5,294立方

メートル、1日平均給水量を1万973立方メートルとするものでございます。

主要な建設改良事業は3億5,661万4,000円で、その内訳は施設整備事業等で1億7,340万円、簡易水道基幹改良事業として、峰町の三根地区と美津島町の中西部地区の2つの簡易水道事業で、1億8,321万4,000円を予定しております。

第3条で収益的収入の予定額を、第1款水道事業収益10億8,954万9,000円。

収益的支出の予定額を、第1款水道事業費用9億7,976万1,000円と定めるものでございます。

第4条で資本的収入の予定額を、第1款資本的収入2億8,074万2,000円。

資本的支出の予定額を、第1款資本的支出6億5,705万7,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億7,631万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,554万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,839万9,000円、減債積立金3,689万7,000円、建設改良積立金8,547万2,000円で補填するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条で予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費を定め、第9条で一般会計からの負担金の額を定め、第10条でたな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、御提案するものでございます。

5ページから予算に関する説明書、25ページから付属資料を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第13号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第14号、令和4年度対馬市水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第8号から議案第14号までの7件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

## 日程第8. 議案第15号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、議案第15号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました議案第15号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の11ページ、新旧対照表は2ページから3ページをお願いします。

今回の改正は2点ございます。

1つ目は、厳原町阿連地区から美津島町今里地区を經由して対馬病院まで通院できるように、阿連・今里線を追加するものです。起点は阿連バス停、終点を今里バス停とし、今里バス停からは尾崎地区を起点とする対馬病院行きの乗合バスに乗り継ぐことができるようになります。

料金については、距離運賃換算表をもとに算定しており、290円と設定しております。

なお、本路線については予約制としており、前日までの予約が必要となります。

2つ目は、対馬市自家用有償バスを利用する際の使用料の減額適用について、証明書の提示を、現行では身体障害者手帳等の原本により確認を行うこととしておりましたが、昨今、スマートフォンアプリ等を活用した対象者の確認方法が普及していることから、これらの方法による確認も可能とするため、「証明書等割引の対象者であることが確認できるもの」に改正するものです。

なお、附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第15号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

---

### 日程第9. 議案第16号

○議長（初村 久藏君） 日程第9、議案第16号、対馬市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、二宮照幸君。

○市民生活部長（二宮 照幸君） ただいま議題となりました議案第16号、対馬市税条例の一部を改正する条例は、市民生活部所管の議案でございますので、その提案理由と内容につきまして、御説明申し上げます。

新旧対照表の4ページ、5ページを御参照願います。

今回の改正は固定資産税の減免に当たり、申請基準の見直しを行うため、対馬市税条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、現在、固定資産税の減免は減免申請書の提出により実態を確認し、減免処理をしておりますが、生活保護者や公益のための減免対象者については毎年、減免申請書の提出が必要となっております。

今回の改正では、前年度に減免を受けた者で当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと確認できる場合は、減免継続にかかる減免申請書の省略を行うことにより、減免対象者の申告漏れの防止及び申請にかかる事務負担の軽減を目的とし、令和4年度の固定資産税の課税から適用するため所要の改正を行うものであります。

なお、附則で施行期日を令和4年4月1日といたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第16号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第17号

○議長（初村 久藏君） 日程第10、議案第17号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、八島誠治君。

○教育部長（八島 誠治君） ただいま議題となりました議案第17号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について説明申し上げます。

新旧対照表6ページを御覧ください。

今回の改正は令和4年度から佐須中学校が厳原中学校に統合することによるスクールバス通行区間について所要の改正を行い、併せて修正等を行うものでございます。

第2条第3号について、現在、久根浜から金田小学校がある下原まで運行しておりますので、現状に合わせるため「小茂田」を「下原」に改めます。

また、厳原中学校まで通行区間を延伸するため、第4号中、「下原」を「下原～棧原」に改め、日掛から下原の区間が漏れておりましたので、第4号の次に日掛～下原を加え、第5号から1号ずつ繰り下げるものでございます。

なお、附則で施行期日を令和4年4月1日としております。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第17号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からとします。

午前10時51分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

○議長（初村 久藏君） 日程第11、議案第18号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） ただいま一括議題となりました議案第18号及び議案第19号につきまして、提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第18号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表の7ページをお願いします。

この条例は令和3年4月1日より休園しておりました小船越へき地保育所の廃止に関しまして一部改正するものでございます。同保育所につきましては、平成2年度において、入所児童数が6名で、うち4名が卒園となり新たな入所児童も見込めないため、令和3年度以降、集団におい

て個々の子供の特性を育むという基本的な保育方針にそぐわないなど健全な保育環境が確保されないと判断し、当該保護者、関係区長、関係民生委員及び保育士との一致した見解の下、令和3年4月より休園としておりました。

その後、令和4年度以降の取り扱いに関し、昨年12月、再度関係者と協議を行い、児童数が増える見込みが立たないなど、施設を運営することが困難である旨の御理解をいただきましたので、令和4年3月31日をもって廃止とさせていただくものでございます。

なお、附則で施行日を令和4年4月1日からとしております。

続きまして、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表の8ページをお願いします。

この条例は対馬市において、放課後児童健全育成事業を実施する上で、設備及び運営基準を定めた条例で、配置が必要となる放課後児童支援員の資格にかかる経過措置について、令和4年3月31日としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、従事希望者の研修受講が十分に進んでいない状況から、その経過措置の期間を令和7年3月31日まで3年間延長するものでございます。

なお、附則で施行日を令和4年4月1日からとしております。

以上で、議案第18号及び議案第19号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第18号について質疑ありませんか。

11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 小船越保育所の件については、入所希望の児童数とか理解できました。

それで、あと、施設の取り扱い等については、何か地区の要望とかあるいは管理とかいろんなことで計画があるのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） 小島議員の質問にお答えします。

廃止する小船越へき地保育所の今後の利用の計画についてということですが、でございますけれども、維持管理につきましては福祉保険部のほうで続けていきまして、今後の利用については今のところ特にございません。地域のほうからもまたそのような話もまだしていない状況です。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 施設の状況を、私も何回か足を運んだことがあるんですが、まだ耐用年数的とか施設の状況等からは、もし活用しようと思えば活用が可能のように感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） 今後の利用につきましては、また関係者とよく相談しながら調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。議案第18号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第18号について、討論、採決を行います。

議案第18号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

次に、議案第19号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第20号

○議長（初村 久藏君） 日程第13、議案第20号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま議題となりました議案第20号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

議案書21ページ、新旧対照表は9ページをお願いいたします。

今回の改正は佐護歯科診療所の施設廃止に伴う改正でございます。利用者の減少及び対馬市全体の歯科医療体制の集約化を図るため、地区及び管理運営を委任している歯科医師と協議を行った結果、廃止に対するの同意が得られましたので、別表中、佐護歯科診療所の名称、位置を削るものでございます。

なお、附則で施行日を公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） この佐護歯科診療所は、営業を止めるという話は前もって職員の方から聞いていましたけど、水害等で機材が壊れるたびに何百万円とかになるんで、ちょっと運営は難しいと聞いていたんですけど。高齢の方が歯医者に行くときにどうしても自分じゃ行けないという方がいると思うんですよ。そのときに、歯医者をお閉める、歯科診療をお閉める代わりに、仁田にしても佐須奈にしても、行くときの交通の手段は考えておられませんか。

○議長（初村 久藏君） 健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） 廃止に伴う高齢者の配慮についてということでございますけれども、その分につきましては考えておりません。近隣の1番近いところは佐須奈歯科診療所、仁田歯科診療所でございますけれども、そのような高齢者への配慮については考えてはおりません。

○議長（初村 久藏君） 4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 今、考えておられないということですが、やっぱり交通手段を持たない弱者の方を助けてあげるような行政の考えはあってもいいんじゃないですかね。週に2回ほど確か診察があっていたと思うんです。週に2回は仁田なり佐須奈なり、患者さんがあったら時間を決めて運ぶという、そういった手段を考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（初村 久藏君） 健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） 佐護歯科診療所につきましては、当初、昭和62年より

週3回で診療が開始されております。その後、患者の減少等もありまして、平成28年からは週1回半日の勤務ということで伺っております。今回廃止ということになっております。

○議長（初村 久藏君） 島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 患者数が減った過程においては、歯医者の方の機材が水で浸かって、ほかのところに行く方が増えたから1つは減っていると思うんです。だから、もう少しこういう年寄りとか弱者に手厚い手を差し伸べるような、政策をとってもらいたいと思いますので。

今後、運用、歯医者にかかれる方のバスなり交通の手段を確保してもらいたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 何かありますか。答弁は。いや、これもう3回したからあと1回。

○議員（4番 島居 真吾君） 即答は無理だと思いますので、どうか検討をよろしく願います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 検討をお願いしますということです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第20号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第21号

○議長（初村 久藏君） 日程第14、議案第21号、対馬市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安德君。

○中対馬振興部長（波田 安德君） ただいま議題となりました議案第21号、対馬市ファミリー

パーク条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表の10ページお願いいたします。

改正の理由でございますが、人気のあるアクティビティ機器を導入し、来園者数の向上を目指すため、その使用料金の設定が必要なことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容は第3条関係の別表の改正で、主なものは別表種別のゴーカートコースの区分にセグウェイカート1台2周を追加し、使用料を300円とし、種別に施設内（園路）を、区分にキックスクーター1台20分までごと、セグウェイ1台20分までごとを追加し、料金は両者とも300円とするものでございます。

なお、附則において施行日を令和4年4月1日からといたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の産業建設常任委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第22号

○議長（初村 久藏君） 日程第15、議案第22号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま議題となりました議案第22号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の改正は消防団員数が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員を確保することを目的とした消防団員の処遇等改善に関して、消防庁長官からの通知を受け、改正するものでございます。

新旧対照表11ページから13ページを御参照ください。

第9条は報酬支給となる災害の定義を明確にし、第13条は消防団員への報酬を年額報酬と出勤報酬に改め、その支給額についてそれぞれ別表第1及び別表第2に掲げる報酬額により支給することなどを規定しております。

現行、第14条に規定の機関員手当につきましては、改正案では年間報酬の役務の範疇として

取り扱うこととしますので、同条を削除し、第15条を第14条に繰り上げ、同条に規定の出動手当は出動報酬に改めることから、その部分を削除するなど、費用弁償にかかる条項の整理を行い、以降それぞれ1条ずつ繰り下げます。

次に、別表第1は年額報酬額を定めるもので、団員階級の報酬額を現行1万8,000円から国から示された標準額の3万6,500円に引き上げ、他の階級についても記載の通り改正いたします。最高額は団長の8万2,500円となります。

別表第2は出動手当から出動報酬へと改正する火災出動などの報酬額で、こちらも国が示した1日当たり8,000円を標準額として換算し、現行からほぼ倍額に改正、これまで分団運営費で賄っておりました訓練や夜警の出動についても出動報酬として記載のとおり支給するものでございます。

なお、附則で施行期日につきましては、令和4年4月1日からとしております。

以上、大変簡単でございますが、議案第22号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第22号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

---

### 日程第16. 議案第23号

○議長（初村 久藏君） 日程第16、議案第23号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画



についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました議案第23号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書29、30ページをお願いいたします。

本件は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

30ページ、総合整備計画書案の仁位辺地でございますが、豊玉診療所のレントゲン撮影装置が設置してから16年以上経過し、保守部品の供給期間が終了したため、新たなレントゲン装置の更新を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第23号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

---

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

日程第19. 議案第26号

日程第20. 議案第27号

## 日程第21. 議案第28号

## 日程第22. 議案第29号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、議案第24号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（横浦地区）から日程第22、議案第29号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（豊地区）までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、佐々木雅仁君。

○建設部長（佐々木 雅仁君） ただいま一括議題となりました議案第24号から議案第29号は建設部所管の議案でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、横浦地区、雞知地区、豊地区でございますが、本6議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するため議会の議決をお願いするものでございます。

議案書31ページをお願いします。

初めに、議案第24号、横浦地区でございますが、本件は旧豊玉町が事業主体で施工しました千尋藻漁港整備事業に伴い、海岸保全施設関連用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、その区域を豊玉町横浦字大浅浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、33ページの位置図に赤色で表示している部分、34ページと35ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、豊玉町横浦字大浅浦430の9から430の10地先で、面積が572.46平方メートルの土地でございます。

37ページをお願いします。

次に、議案第25号、雞知地区でございますが、本件は旧美津島町が事業主体で施工しました高浜漁港整備事業に伴い、漁港施設用地及び水路敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を美津島町雞知字濱ノ原陰甲に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、39ページの位置図に赤色で表示している部分、40ページと41ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、美津島町雞知字濱ノ原陰甲42の3から甲57の7地先で、面積が9,667.57平方メートルの土地でございます。

次に、議案第26号から議案第29号、豊地区でございますが、同地区内に対象工区がA工区からD工区まで4工区ございますので、併せて御説明いたします。

議案書の43ページをお願いします。

議案第26号でございますが、本件は旧上対馬町が事業主体で施工しました豊漁港整備事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字東在所に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、45ページの位置図にA工区と表示している部分、46ページと47ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字東在所506の7から506の8地先で、面積が372.09平方メートルの土地でございます。

49ページをお願いします。

次に、議案第27号でございますが、本件は旧上対馬町が漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字大多に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、51ページの位置図にB工区と表示している部分、52ページと53ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字大多1382の3から1339の2に隣接する道に隣接する埋め立て地にいたる地先で、面積は3,121.23平方メートルの土地でございます。

55ページをお願いします。

次に、議案第28号でございますが、本件は対馬市が事業主体で公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字島ノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、57ページの位置図にC工区と表示している部分、58ページと59ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字島ノ浦1385の3に隣接する道及び1384の7に隣接する道の地先で、面積が255.99平方メートルの土地でございます。

61ページをお願いします。

次に、議案第29号でございますが、本件は一般県道大浦比田勝線の整備に伴い、道路用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この区域を上対馬町豊字大多に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、63ページの位置図にD工区表示している部分、64ページと65ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上対馬町豊字大多1337から1339の7に隣接する道路地先及び1339の1に隣接する道路から1339の6に隣接する道路地先で、面積が494.92平方メートルの土地でございます。

以上で議案第24号から議案第29号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件は委員会への付託を省略したいと思いま

す。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。

6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、6件について一括して討論、採決を行います。

議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、横浦地区1件、雞知地区1件、豊地区4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

6件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。6件は原案の通り可決されました。

昼食休憩といたします。再開を1時からといたします。

午前11時46分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

作元議員より早退の届け出があっております。

### 日程第23. 議案第30号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第30号、市道の認定について（棧原3号線）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、佐々木雅仁君。

○建設部長（佐々木 雅仁君） ただいま議題となりました議案第30号、市道の認定について（棧原3号線）の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書67ページをお願いいたします。

本路線は治山ダムの工事用道路及びダムの流末排水路として整備されたもので、このたび工事が完了したことにより近隣住民の生活道路として活用されることから、対馬市巖原町棧原48番地10地先を起点とし、同48番地21地先を終点とする延長75.0メートルを市道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、位置につきましては68ページを御参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第30号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第30号、市道の認定について（棧原3号線）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は原案の通り可決されました。

---

日程第24. 同意第1号

日程第25. 同意第2号

日程第26. 同意第3号

日程第27. 同意第4号

日程第28. 同意第5号

日程第29. 同意第6号

○議長（初村 久藏君） 日程第24、同意第1号から日程第29、同意第6号までの対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま議題となりました同意第1号から同意第6号までにつきましては、いずれも対馬市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う委員の選任についてでございますので、続けて提案の御説明をいたします。

同意第1号から第6号の中島徹也氏、永瀬勝也氏、波田博利氏、永留秋廣氏、大石邦一氏、近藤義則氏の各氏につきまして、ともに再任をお願いするものでございます。いずれの方におきましても、人格、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、地方税法

第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間となっております。何卒、御同意のほど、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。

6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、6件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、これから各案ごとに採決します。

同意第1号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第1号は同意することに決定しました。

同意第2号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第2号は同意することに決定しました。

同意第3号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第5号は同意することに決定しました。

同意第6号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第6号は同意することに決定しました。

---

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時09分散会

---